
明治三十七年法律第十七号

明治三十七年法律第十七号（記名ノ国債ヲ目的トスル質権ノ設定ニ関スル法律）
民法第三百六十四条ノ規定ハ記名ノ国債ニハ之ヲ適用セス

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。